

次のとおり一般競争入札に付すこととしたので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 6 条の規定によって公告する。

令和 8 年 9 月 3 日

広島県警察本部長 森 本 敦 司

広島県警察本部公告 第 212 号

1 調達内容

(1) 業務名

令和 9 年度から令和 11 年度までにおける広島県警察放置車両確認事務委託業務

(2) 業務の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

(4) 履行場所

広島県広島中央警察署、広島東警察署、広島西警察署、広島南警察署、安佐南警察署、呉警察署及び福山東警察署の管轄区域

(5) 入札方法

総価で入札に付する。

(6) 入札書の記載方法等

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する金額を加算した金額（10 パーセントを加算した結果 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約しようとする希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当しない者であること。

(2) 県税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

(3) 広島県内に本店又は営業所等を有し、かつ、審査基準日（入札参加資格確認申請書の提出期間の属する年の 1 月 1 日をいう。）において、直前 2 営業年度以上の営業実績を有する者であること。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

イ 法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

- (5) 令和6年広島県告示第607号（令和7年から令和9年までの間において県が行う物品及び役務を調達するための競争入札に参加する者に必要な資格等。以下「資格告示」という。）によって「61P 放置車両確認事務」の資格を認定されている者であること。
- (6) 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「道交法」という。）第51条の8第1項の規定による広島県公安委員会の登録を受けた法人であること。ただし、道交法第51条の9の規定による広島県公安委員会の適合命令を受けており、当該命令に係る必要な措置をとっていないと認められる法人を除く。
- (7) 本件調達の公告日から開札日までの間のいずれの日においても、広島県の指名除外を受けていない者であること。
- (8) 本件調達の公告日から開札日までの間のいずれの日においても、低入札価格調査制度事務処理要領第11項に定める他入札への参加禁止措置の対象となっている者でないこと。

3 入札参加資格審査の申請手続

- (1) 本件の一般競争入札への参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）で上記2(5)の資格を有しない者は、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

(2) 申請期間

令和8年9月3日（木）から令和8年11月19日（木）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時までの間、随時受け付ける。

(3) 申請書等の作成に用いる言語等

申請書、決算書及び委任状は、日本語で作成すること。

なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記又は添付するものとする。

また、申請書及び添付書類のうち、金額欄については、日本国通貨をもって記載すること。外国通貨をもって金額を算出しているときは、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算して記載するものとする。

(4) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

〒730-8511 広島市中区基町10番52号

広島県会計管理部契約・調達管理課（広島県庁舎南館1階）

電話（082）513-2315（ダイヤルイン）

4 入札手続等

(1) 入札説明書及び仕様書等の交付場所、交付期間及び入手方法

ア 交付場所

〒730-0013 広島市中区八丁堀2番31号広島鴻池ビル5階

広島県警察本部交通部交通指導課駐車管理室

電話（082）228-0110（内線705-412）

イ 交付期間

令和8年9月3日（木）から令和8年11月19日（木）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）

く。)の午前9時から午後5時までの間、随時交付する。

ウ 入手方法

上記アの場所で直接受け取る、広島県ホームページからダウンロードする、又は郵送により請求すること。ただし、郵送による請求の場合は、上記イの期間内に必着することとし、返信用の封筒及び切手を同封すること。

(2) 入札参加資格の確認

ア 入札参加希望者は、入札説明書に明記されている入札参加資格確認申請書及び誓約書のほか必要な添付書類（以下「入札参加資格確認申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

確認の結果、入札参加資格に適合するとされた者に限り入札の対象とする。

イ 提出先

上記(1)アの場所

ウ 提出期限

令和8年11月19日（木） 午後5時

エ 提出方法

持参、郵送等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうちこれらに準ずるものに限る。以下同じ。）又は電子メールによる。ただし、郵送等又は電子メールによる場合は、上記ウの期限までに必着することとする。

オ 入札参加資格の確認結果の通知

令和8年11月26日（木）までに通知する。

(3) 入札書の提出方法

持参又は郵送等による。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年12月23日（水） 午後1時30分

ただし、郵送等による場合は、令和8年12月22日（火）午後5時までに必着することとする。

イ 場所

広島市中区基町9番42号

広島県庁舎東館13階協議室

ただし、郵送等による場合は、上記(1)アの場所に提出することとする。

ウ その他

持参による場合は、入札開始前及び開札開始後に提出することはできないこととする。

5 落札者の決定方法

(1) 広島県契約規則（昭和39年広島県規則第32号）第19条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

(2) 開札の結果、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、施行令第167条の9の規定により、その場で直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。当該入札者のうち

くじを引かない者（開札に立ち会っていない者を含む。）があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

免除

イ 契約保証金

(ア) 県と締結した委託・役務業務契約を平成 19 年 10 月 1 日以降に解除され、その後、当該契約解除の要因となった契約種目の資格を入札参加資格要件とする県との契約を締結し、誠実に履行した実績がない者（ただし、契約解除の要因となった契約種目は、「61P 放置車両確認事務」の資格に限る。）

契約金額の 100 分の 10 以上の額を納付。ただし、金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、県を被保険者とする履行保証保険契約又は県を債権者とする履行保証契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除する。

(イ) 上記(ア)以外の者

免除

(3) 入札者に求められる義務

上記 4 (2) オにより、入札参加資格に適合するとされた者は、封印した入札書を提出期限までに提出しなければならない。

入札者は、契約を担当する職員から入札参加資格確認申請書等について説明を求められた場合は、自己の費用負担のもとでこれに応じなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者による入札、入札に際しての注意事項に違反した入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者による入札その他広島県契約規則第 21 条各号に該当する入札は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 電子契約の可否

不可

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 調査協力

入札者は、落札者となった場合において、契約を担当する職員から入札額に係る経費内訳書（一般競争入札事務処理要領別記様式第 4 号の 2 の書式による）の提出を求められたとき及び別記様式第 4 号の 3（労働関係法令等の遵守義務に係る確認調査票）による調査が実施されたとき（再委託を行う場合は再委託先を含む。）は、自己の費用負担のもとでこれに応じなければならない。

(9) その他

入札説明書による。

7 問合せ先

〒730-0013 広島市中区八丁堀 2 番 31 号広島鴻池ビル 5 階

広島県警察本部交通部交通指導課駐車管理室

電話 (082) 228-0110 (内線 705-412)

メールアドレス pkoshidouka-s@pref.hiroshima.lg.jp

8 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be required:
Hiroshima prefecture police left car consignment work
- (2) Fulfillment period:
From 1 April 2027 to 31 March 2030
- (3) Fulfillment place:
Specified in the bid explanation form
- (4) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification:
5:00 p.m. 19 November 2026
- (5) Time-limit for tender:
1:30 p.m. 23 December 2026 (by mail 5:00 pm 22 December 2026)
- (6) Contact point for the notice:
Parking Control Room, Traffic Instruction Section, Traffic Department,
Hiroshima Prefectural Police Headquarters
2-31-5F, Hatchobori, Naka-ku, Hiroshima City, 730-0013, Japan
TEL 082-228-0110 EXT. 705-412